

報 道 資 料

発表日：平成27年9月30日
所 属：県土マネジメント部
まちづくり推進局建築課
担 当：監察係 森 山田
電 話：0742-27-7564
内 線：4423

建築物防災週間における防災査察の実施結果

平成27年度上期の「建築物防災週間」において、適正な維持保全による建築物の安全性を確保するための定期報告が提出されていない建築物等を中心に査察対象を抽出し、下記のとおり建築物に対する防災査察を実施しました。

1 実施の目的

建築物の火災、地震、避難施設等の不備に起因する事故を未然防止するとともに建築物の所有者や管理者等の防災意識の高揚を図ることを目的として、毎年2回実施しているものです。

2 実施日

平成27年8月24日（月）～9月15日（火）

奈良県建築課では、川崎市簡易宿所等相次ぐ火災事故をうけ、建築物に関連する防災知識の普及啓発等を図るため、建築物防災週間（8月30日～9月5日）の前後それぞれ1週間ずつ期間を延長し、宿泊施設、店舗等不特定多数の方が利用する建築物を中心に、防災査察を行いました。

3 従事者（延べ人数 45名）

- ・ 県土マネジメント部まちづくり推進局建築課 37名
- ・ 土木事務所 8名

※ なお、下記24箇所中19箇所については消防機関と合同で実施

4 実施結果

○実施対象建築物・・・24箇所

うち建築基準法違反に対する是正指導件数（疑義を含む）・・・50件

主な違反内容

- ・ 物品等の放置により、有効な避難経路が確保されていない。
- ・ 排煙設備が機能しない。
- ・ 非常用照明の蓄電池が切れている。 等

（※別紙参照）

5 今後の対応

上記の是正指導対象建築物の所有者に対し、指摘事項を再度文書で通知し、早期是正を指導していきます。